

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診等を通じて患者さまの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定致します。

令和6年12月から医療情報取得加算が変更となります。

○初診時 1点（月1回算定）

○再診時 1点（3か月に1回算定）

（令和6年12月からマイナンバーの利用の有無にかかわらず1点となります）

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。

令和6年12月1日

医療法人社団豊武会 幌東病院